

## 第 1 回 五泉市地域公共交通活性化協議会

日時 :平成 21 年 3 月 19 日(木) 15:15 ~ 16:15

会場 :五泉市役所 4 階 401 会議室

### 議事次第

1. 開 会
2. あいさつ 五泉市長 五十嵐 基
3. 委員紹介(自己紹介)
4. 公共交通活性化に向けた取り組み経過
  - (1) 五泉市の地域公共交通について
  - (2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通活性化・再生総合事業」の概要について
5. 議題
  - (1) 五泉市地域公共交通活性化協議会規約(案)について
  - (2) 副会長、監査員の任命について
  - (3) 平成 20・21 年度歳入歳出予算(案)について
  - (4) 平成 21 年度五泉市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)について
6. 報告
  - (1) 財務規程(案)、公印規程(案)及び事務局規程(案)について
7. その他
8. 閉会

### 資料

#### 【取り組み経過】

- 資料 NO.1 五泉市の地域公共交通について
- 資料 NO.2 第 3 回五泉市公共交通活性化検討委員会資料
- 資料 NO.3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(抜粋)
- 資料 NO.4 地域公共交通活性化・再生総合事業(概要)

#### 【議題 1・2】

- 資料 NO.5 五泉市地域公共交通活性化協議会 規約(案)

#### 【議題 3】

- 資料 NO.6 平成 20 年度 五泉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)
- 資料 NO.7 平成 21 年度 五泉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)

【議題 4】

資料 NO.8 五泉市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)

【報告】

資料 NO.9 五泉市地域公共交通活性化協議会 財務規程(案)

資料 NO.10 五泉市地域公共交通活性化協議会 公印規程(案)

資料 NO.11 五泉市地域公共交通活性化協議会 事務局規程(案)

## 出席者(敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
1	五泉市	市長	五十嵐 基
2	新潟交通観光バス株式会社	常務取締役	田巻 耕介
3	蒲原鉄道株式会社	代表取締役専務	茂野 一弘
4	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社企画部	部長	内山 和之
5	泉観光バス株式会社	代表取締役	関塚 政行
6	社団法人新潟県バス協会	事務局長	小林 正幸
7	みどりハイヤー株式会社	取締役社長	瀧澤 龍
8	新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部	部長 宇留間廣久 様 代理	高橋 英一
9	五泉市都市整備課	課長 阿部 猛 様 代理	関塚 耕一
10	新潟県五泉警察署	署長 山岸浩 様 代理	小林 修治
11	五泉市老人クラブ連合会	副会長	渡邊 照男
12	五泉市小中学校 PTA 連絡協議会	副会長	吉田 浩幸
13	長岡技術科学大学	准教授	佐野 可寸志
14	国土交通省北陸信越運輸局 企画観光部交通企画課	課長	上手 研治
15	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	主席運輸企画専門官	小池 良平
16	新潟県新潟地域振興局 企画振興部	部長	藤沢 勇
17	新潟市秋葉区政策企画課	課長 (欠席)	羽生 隆夫
18	加茂市福祉事務所	所長	青柳 芳樹
19	阿賀野市総務課	課長 小林徳 様 代理	飯野 喜夫
20	五泉商工会議所	専務理事 佐藤正雄 様 代理	尾坂 勝
21	村松商工会	事務局長	五十嵐 忠
22	五泉市商工観光課	課長	片原 正一
23	五泉市社会福祉協議会	会長	樋浦 三男
24	日本労働組合総連合会新潟県連合会 下越地域協議会五泉支部	副支部長	鈴木 正伸
25	五泉市高齢福祉課	課長	酒井 範子
26	五泉市教育委員会学校教育課	課長	高野 敏郎

議事録

開会 15:15	
司会 (企画政策課 課長 長谷川)	<p>定刻になりましたので、第1回五泉市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに五泉市長 五十嵐 基 がご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日はご多用の中、五泉市公共交通活性化協議会にご出席をいただきまして、有り難うございます。日ごろ、市政運営にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして感謝申し上げます。</p> <p>また、本日の会議は、前段に「五泉市公共交通活性化検討委員会」を開催したことから、2つの会議への参加となった方が、多数おられるようであります。年度末の大変お忙しい中、恐縮しているところであります。</p> <p>さて、先ほどまで開催していました「五泉市公共交通活性化検討委員会」では、本市の公共交通活性化の基本計画となる「公共交通活性化総合プログラム」の検討を終えたところであります。プログラムは、4つの目標を掲げ、目標の実現を図るため12の施策を策定し、さらに、重要性や緊急性及び実現性などの視点で4つの重点施策としてまとめられました。</p> <p>次のステップは、本計画の着実な実施です。そのため、平成21年度に国の支援事業である「地域公共交通総合連携計画」を策定し、さらに、平成22年度から3ヵ年でコミュニティバスやデマンド乗合タクシーによる地域公共交通の再編に取り組むために「地域公共交通活性化・再生総合事業」を実施したいと考えています。</p> <p>ついては、市、公共交通事業者、住民、道路管理者、公安委員会などで構成する本法定協議会を設置することが必要なことから、年度末のご多用の中、皆様のご協力をいただき設立総会を開催するにいたしました。</p> <p>本協議会の平成21年度の目的は、国の支援を受けながら「地域公共交通総合連携計画」を策定することです。まずは、4月下旬に予定されています国の補助金交付決定を受けてからの活動となりますが、本日は、事業実施の母体となります法定協議会の組織運営などについてご審議をお願いしたいと考えています。</p> <p>終わりに、委員をお願いした方々は、それぞれの分野でご活躍されている方々でございまして、幅広い角度からいろいろな視点でご協議を頂きたいということをお願いした次第であります。皆様には大変お忙しいところ申し訳ございませんが、どうか、所期の目的である公共交通の再編が計画通りに進めることができますよう、ご理解ご協力をお願い申し上げます、ごあいさつといたします。</p>
司会 (企画政策課 課長 長谷川)	<p>ありがとうございました。引き続き進行させていただきますが、まず、本日の資料の確認をお願いします。お席に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次第</li> <li>● 配席表</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出席者名簿</li> <li>• 資料 NO.2 第 3 回五泉市公共交通活性化検討委員会 資料</li> <li>• 資料 NO.3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(抜粋)</li> <li>• 資料 NO.5 五泉市地域公共交通活性化協議会 規約(案)</li> <li>• 資料 NO.6 平成 20 年度 五泉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)</li> <li>• 資料 NO.7 平成 21 年度 五泉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)</li> <li>• 資料 NO.8 平成 21 年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)</li> <li>• 資料 NO.9 五泉市地域公共交通活性化協議会 財務規程(案)</li> <li>• 資料 NO.10 五泉市地域公共交通活性化協議会 公印規程(案)</li> <li>• 資料 NO.11 五泉市地域公共交通活性化協議会 事務局規程(案)</li> </ul> <p>を配布させていただいております。</p> <p>ただし、この前段に開催された「五泉市公共交通活性化検討委員会」に出席された方については、資料 NO.2 をすでにお持ちですので、今回は配布しておりません。</p> <p>また、予めお送りした資料として、資料 NO を付しておりませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 五泉市の地域公共交通について</li> <li>• 地域公共交通活性化・再生総合事業(概要)</li> </ul> <p>がございます。資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、今後の会議の進行については、会長選出までの仮議長として五十嵐市長よりお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、会長選出までの仮議長として私の方で進めさせていただきます。</p> <p>まずは、初めての会議ですので、皆様から面識を持っていただくためにも、自己紹介をお願いできますでしょうか。</p> <p>それでは、名簿順で 田巻耕介さんからお願いいたします。</p> <p><b>自己紹介</b></p> <p>次に事務局より自己紹介と本日の出席数を報告して下さい。</p> <p><b>自己紹介</b></p>
事務局 (企画政策課 高橋)	<p>ご案内した委員 26 名中、代理出席 5 名を含め 25 名の方が出席されています。</p>
市長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の「4 公共交通活性化に向けた取り組み経過」について、(1)(2)を一括し、事務局より説明を求めます。</p>
司会 (企画政策課 課長補佐 杉山)	<p>それでは、本市の地域公共交通の現状と課題、今後の取り組みについて説明いたします。</p> <p>はじめに、公共交通の活性化に向けた取り組みについて申し上げます。本市は市民の生活交通を確保するため、民営路線バスへの赤字補助や福祉バスの</p>

運行などに取り組んでまいりました。しかし、利用者の減少などにより民営路線バスの維持が困難となったことから、昨年 10 月、緊急対策として、市営コミュニティバスを初めて導入し、廃止 3 路線の維持を行ったところであります。また、今後さらに民営路線バスの廃止が見込まれること、さらに、少子高齢化・人口の減少・環境問題への対応など、地域公共交通の活性化が大きな課題となっていることから、公共交通活性化に向けた「五泉市地域公共交通活性化総合プログラム」の策定に取り組んでまいりました。策定にあたりましては、運輸局のご支援を受けまして、長岡技術科学大学 佐野先生を委員長に 16 名からなる検討委員会を設置し、作業を進めてまいりました。そして、本日 14 時から開催しました第 3 回の検討委員会で、プログラムの原案をご承認いただいたところであります。

次のステップは、プログラムで策定した施策の実施であります。実施にあたりましては、引き続き国の支援事業である「地域公共交通活性化・再生総合事業」により実施するものとし、実施主体となる「五泉市地域公共交通活性化協議会」の設立総会を開催させていただきました。委員の構成等につきましては、次の議題の(1)でご説明申し上げますが、公共交通活性化総合プログラムの検討をいただいた公共交通活性化検討委員会より、引き続き 12 の団体・機関からご参加をいただきました。今後ともよろしく申し上げます。

次に、本市の公共交通の現状と課題や取り組みについて、公共交通活性化総合プログラムの資料により説明いたします。公共交通活性化検討委員会委員の方は、先ほどの会議での説明と重複しますがご了承願います。説明資料は、「五泉市の公共交通について」及び資料 NO.2「第 3 回五泉市公共交通活性化検討委員会資料」です。本来であれば十分な時間をお取りし、情報を共有できれば良いのですが、時間の関係で概要にとどまることをご理解いただきたいと思います。なお、連携計画策定時にご説明し、ご議論いただければと考えています。

それでは、資料 2 の 3「五泉市地域公共交通に関する基本的な考察(案)」を御覧ください。「1 五泉市の公共交通を取り巻く現状」については、「人口減少と高齢化」や「公共交通の利便性と利用率の低さ」など、6 つの問題を掲げています。また、11 月、市内在住の 15 歳以上の 3,000 名を対象にアンケートを実施しました。この結果の概要については、「五泉市の公共交通について」に記載していますので、後で御覧ください。

次に、課題については、「人口減少や高齢化への対応」「財政負担軽減」「民業として持続可能な公共交通体系」など、7 つの課題を掲げています。

次に、計画の目標とその取り組みとなる「施策」についてであります。目標は、「快適生活」「安心通い」「市民協働」「経費節減」の 4 つを掲げ、さらに、市内バス網の再編など 12 の施策を策定しました。

次に、重点施策についてであります。これにつきましては、資料 2 の 4「重点施策抽出の考え方」を御覧ください。12 の施策のうち重要性、緊急性及び実現

性の視点で、「市内バス網の再編」「市民意識の醸成」「地域住民組織の設立」など、重点施策4つを抽出しました。さらに、重点施策の実施計画については、2ページから記載しています。3ページを御覧ください。バス再編の視点及び再編の方針を示しています。視点は3つで、ターゲットは高齢者の足の確保、通勤・通学の改善とし、再編後の基本交通体系は、新潟と結ぶJR又は高速バス、市街地の都市サービス拠点を結ぶ基幹バス、そして集落と市街地を結ぶデマンド乗合タクシーとし、これらを有機的に連携することにより生活交通の活性化を図るものです。将来公共交通の基本的なイメージ図を4ページに示しています。また、基幹バスの実施方法については5ページに、デマンド乗合タクシーについては6ページに記載しています。

デマンド乗合タクシーの運行方式については、ルートとダイヤが分かりやすいことから「定時定路線方式」で考察をしています。また、運行ブロック分けについては、地域特性などにより7ブロックを設定し検討しました。さらに、実証実験の検討につきましては、11ページから14ページを御覧ください。「集落相互を連絡する路線バスが運行されていない」こと、「勤め人世帯が多い」（時間制約により家族送迎が不自由）などの視点で、「川東地区」を選定し考察を行いました。考察に当たっての設定条件は、13ページを御覧ください。運行ルートは五泉駅から猿和田、馬下、不動堂、村松駅、運行ダイヤは片道38分で往復輸送、運行時間は7時から19時までの12時間運行、朝7時から9時台及び16時から19時までは、車両2台による40分間隔運行、16時までは1台による1時間20分間隔運行の1日約14回(28便)運行するものとしてシミュレーションを行いました。14ページを御覧ください。需要予測、採算性及び補助金との比較を行ったものです。市民アンケートを基に需要予測をすると1日の利用者は、130人程度見込まれますが、採算性の考察に当たっては、昨年視察しました福島県の先進事例を基に、1日の利用者数を地区人口の0.7%の42人として算定しますと、年間収支は約487万円の赤字となります。現在、川東地区では、新潟交通観光バス(株)が運行している馬下線のH20年度の補助金は約600万円、また、福祉バスの運行経費は約40万円程度見込まれ、合計で約640万円の維持経費を負担していますので、比較しますと約153万円の経費の削減となります。ただし、実際の運行には、システム等設備投資、システム維持費、予約受付運営費などが必要となります。したがって、実施にあたりましては、H21年度に予定しています「地域公共交通総合連携計画」でさらに検討を行い、計画的にかつ着実に進めていきたいと考えています。

最後に、資料について若干ご説明します。資料2の1「五泉市公共交通意見交換会」は、2月15日及び22日、市内6箇所で実施しました住民意見交換会の要旨をまとめたものです。

また、資料2の2「既存の交通実態調査」は、既存交通実態及び地域施設の利用状況について整理したものです。既存交通実態については、4つの状況

について整理しています。

1 つ目がコミュニティバス、福祉バス、スクールバス等の五泉市が運行しています公共交通の状況です。

2 つ目が民営路線バス・タクシーの運行状況です。

3 つ目が周辺自治体の運行するバス等の運行状況です。

4 つ目が鉄道の運行状況です。

なお、「五泉市の公共交通について」の資料は、公共交通活性化総合プログラム(案)の方向性をコンパクトにまとめたもので、住民説明会で配布したものです。内容は、今ほど説明しました内容を網羅しているものです。冒頭でも申し上げましたが、恐縮ですが時間の都合で十分説明できませんので後で御覧いただきたいと思います。以上をもちまして、本市の「地域公共交通について」の説明とさせていただきます。

次に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通活性化・再生総合事業」の概要についてご説明いたします。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は、平成 19 年 10 月 1 日に新たに施行したものです。はじめに、制定の目的について申し上げます。資料 3 を御覧ください。地域公共交通は、地域の経済・社会活動の基盤であり、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光交流の促進、環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化・再生が重要となっていることに鑑み、地域公共交通活性化・再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総合的に推進することを目的としています。具体的には、市町村は、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等の地域の関係者による法定協議会等の協議を経て、地域の公共交通の活性化・再生に関する多種多様な取り組みを推進するための計画「地域公共交通総合連携計画」を作成することができることを規定しています。また、本計画を策定するにあたって、協議及び連絡調整するための法定協議会の構成や設置方法については、第 6 条に規定しています。

次に、「地域公共交通活性化・再生総合事業」についてご説明いたします。資料 4 の 1 ページを御覧ください。本事業は、先ほど申し上げました法の目的を達成するために、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー等の多様な事業に取り組む法定協議会に対して、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを促進しようとするものです。事業は、「地域公共交通総合連携計画の策定支援」と「その連携計画に位置付けられた事業を実施する場合の取り組み支援」の 2 つの事業で構成されています。「連携計画策定への支援」は 100% の定額補助で、事業費は概ね 1,000 万円以内の取り扱いになっているようです。また、「連携計画の事業を実施する場合の取り組み支援」は、実施期間が 3 ヶ年で、記載のとおりの実証運行などの経費に対して 50% の助成を受けることがで



	<p>きます。事業は、いずれも法定協議会が実施主体となり、進めることとなります。これらについては、1ページから5ページに記載してありますので後で御覧ください。なお、補助金のフローについては、6ページに記載してあります。</p>
市長	<p>ただいまの「公共交通活性化に向けた取り組み経過」について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>それでは、これより議事にうつります。まず、「(1)五泉市地域公共交通活性化協議会 規約(案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
司会 (企画政策課 課長補佐 杉山)	<p>それでは、「五泉市地域公共交通活性化協議会 規約(案)」について説明申し上げます。</p> <p>資料 5を御覧ください。規約は、18条で構成しています。第1条に設置、第2条に名称、第4条に目的、第5条に協議事項を、第6条に組織について規定しています。組織は、法第6条に基づき法の区分とその委員を選考する組織名を規定し、26名で構成することを規定しています。役員は会長及び副会長の各1名、監査員2名です。第7条に委員の任期を2年と定めています。第8条に会長は五泉市長を充てること、監査員は会長が委員から任命することを定めています。第9条に副会長は学識経験者をもって充てることを定めています。第11条に事務局を、第12条に協議会の会議の運営等について、第13条に分科会の設置を、第15条に財務に関する事項を、第16条に報酬及び費用弁償を、第18条に規約の変更について定めています。以上規約の概要を申し上げます。よろしくをお願いします。</p>
市長	<p>ただいまの「五泉市地域公共交通活性化協議会 規約(案)」について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>それでは、案のとおり制定させていただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p><b>委員から「異議なし」の発言あり</b></p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり規約を制定させていただきます。</p> <p>それでは、規約第8条第1項により、会長は五泉市長が、副会長については、第9条により長岡技術科学大学の 佐野可寸志 准教授にお願いいたします。</p> <p><b>副会長も会長の隣の席に移動</b></p> <p>本来であれば、ここで正副会長より就任のごあいさつを申し上げるところですが、私は先ほどいたしましたので、この場では佐野副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
副会長 (佐野委員)	<p>この前段の五泉市公共交通活性化検討委員会では委員長をしておりましたので、その経緯で副会長を引き受けることになりました。検討委員会では大まかな素案を出すことができましたので、本協議会では市民の皆様に役立てる具体</p>

	<p>的な計画を作りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>よろしくお願いいたします。それでは、今後、会長として議事進行をさせていただきます。</p> <p>まず、規約第 12 条第 2 項の規程により、「会議の成立は委員の過半数」となっておりますが、先ほど事務局から 26 名中 25 名の出席との報告がありましたので、この会議は成立しております。</p> <p>次に、監査員につきましては、第 8 条第 3 項により会長の任命となっておりますので、五泉市商工会議所 佐藤委員、村松商工会 五十嵐委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p><b>委員から「異議なし」の発言あり</b></p> <p>続きまして、議題の(3)平成 20・21 年度予算(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>司会 (企画政策課 課長補佐 杉山)</p>	<p>平成 20・21 年度歳入歳出予算(案)について、ご説明いたします。</p> <p>はじめに、平成 20 年度歳入歳出予算(案)を申し上げます。資料 6 を御覧ください。歳入は、1 款 1 項 1 目 負担金 97 千円です。これは、全額市の負担金です。歳出は、1 款 運営費 1 項 1 目 会議費 51 千円、内訳は記載のとおりです。1 款 運営費 2 項 1 目 事務費 36 千円、3 款 1 項 1 目 予備費で 10 千円、合計で 97 千円です。</p> <p>次に、平成 21 年度歳入歳出予算(案)を申し上げます。資料 7 を御覧ください。歳入は、1 款 1 項 1 目 負担金 100 千円です。これは、全額市の負担金です。2 款 1 項 1 目 補助金 4,000 千円、これは連携計画策定のための国の補助金を計上しました。3 款 1 項 1 目 繰越金及び 4 款 1 項 1 目 雑費は、何れも 1 千円を計上しました。合計 4,102 千円です。歳出は、1 款 運営費 1 項 1 目 会議費 197 千円、内訳は記載のとおりです。1 款 運営費 2 項 1 目 事務費 60 千円、2 款 1 項 1 目 事業費 3,830 千円、内訳は、先進地視察の旅費で 80 千円、計画策定委託で 3,750 千円を見込んだものです。3 款 1 項 1 目 予備費で 15 千円、合計で 4,102 千円です。以上、予算(案)を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいまの説明について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>それでは、平成 20・21 年度予算について、案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p><b>委員から「異議なし」の発言あり</b></p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、平成 21 年度五泉市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)について事務局の説明を求めます。</p>
<p>司会 (企画政策課)</p>	<p>それでは、平成 21 年度五泉市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)について説明申し上げます。</p>

<p>課長補佐 杉山)</p>	<p>資料 8を御覧ください。本申請書は、国の補助金を受けて「地域公共交通総合連携計画」を策定するために、協議会でご承認をいただき、3月26日までに運輸局に申請するものであります。なお、今後、運輸局と協議した際に修正が必要な場合もあると思いますが、その辺も含めて事務局に一任していただくことを前提に説明申し上げます。申請書の内容は、本市公共交通の概況と問題点、連携計画策定調査の必要性、調査の内容、スケジュール及び予算計画の5項目で構成しています。「概況と問題点」及び「必要性について」は、既に説明しましたので省略します。「3 調査の内容」については、公共交通網の再編に関する調査をするものとし、デマンド乗合タクシーの先進地視察、運営・運行手法調査、協賛金制度の導入に関する調査、ニーズ把握調査、住民意見交換等を予定しています。実施にあたっては、さらに検討を行うものとし、スケジュールは、9月頃を目途に計画をまとめるものとし、以後は22年度からの実施に向けて、準備を進めます。最後に、予算計画です。先ほど、協議会の予算を説明しましたが、総事業費は4,102千円、財源内訳は、国費4,000千円、市の負担は102千円を見込んでいます。なお、H21年度の国の予算は44億円(前年度1.47倍、H20年度予算30億円)と前年度対比で1.47倍ですが、他市の先発隊が実証実験等の事業を展開していることから、予算は厳しい状況となっています。また、交付決定は4月下旬を予定しているとのことですので、決定後、第2回協議会を開催し、計画策定について協議をお願いしたいと考えています。以上、認定申請書(案)について申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいまの説明について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>それでは、平成21年度五泉市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書について、案のとおり国土交通省北陸信越運輸局へ申請させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p><b>委員から「異議なし」の発言あり</b></p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり承認いただけたものとし、以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。</p> <p>続きまして、次第の「6 報告」にうつらせていただきます。会長が定めることになっております各種規程(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>司会 (企画政策課 課長補佐 杉山)</p>	<p>それでは、財務規程(案)、公印規程(案)及び事務局規程(案)について、ご説明いたします。本規程は、規約に基づき、会長が会の運営等について必要な事項を定めるものであります。定める規程は、ただいま申し上げました財務規程ほか2つの規程であります。</p> <p>資料 9、10、11 を御覧ください。財務規程は、協議会の財務に関し、必要な事項を定めるもので、第2条に予算を、第3条に予算区分を、第5条に予算の流用及び予備費の充用を規定し、歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局局長である企画政策課長の専決により行うことができるものとし、直近の会議に</p>

	<p>報告することを定めています。</p> <p>次に公印規程(案)は、協議会の公印の種類及び管理等について必要な事項を定めたものです。</p> <p>次に事務局規程(案)は、事務局に関し必要な事項を定めたもので、第2条に所管事務、第3条に職員等を規定し、事務局長は企画政策課長とすることなどを定めています。また、第4条に事務局長の専決事項を規定しています。以上、規程(案)を申し上げました。よろしくお願ひします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいまの説明について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>ないようですので、案のとおり制定いたします。</p> <p>続きまして、次第の「7 その他」ということで、事務局より連絡事項等がありましたらよろしくお願ひいたします。</p>
<p>司会 (企画政策課 課長補佐 杉山)</p>	<p>それでは、委員報酬について説明させていただきます。本会は、五泉市地域の公共交通を見直すにあたっての関係者が共同で設置する法定協議会でありますので、その性格上、原則未報酬ということをお願いしたいと思います。ただし、利用者の代表、学識経験者、福祉団体の代表、労働組合の代表の方へは、規約第16条により委員報酬を支給するというようお願いしたいと思います。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいまの説明について、質疑はございませんか。</p> <p><b>委員からの質疑なし</b></p> <p>ないようですので、最後に1点皆様のご了解をいただいてから会議を閉じさせていただきます。</p> <p>それは、本協議会の内容、名簿等を、市広報及び市ホームページ等に掲載させていただくことですが、皆様よろしいでしょうか？</p> <p><b>委員から「異議なし」の発言あり</b></p> <p>ありがとうございました。以上をもちまして第1回五泉市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。</p> <p>第2回は、運輸局より本実施計画が認定された後、あらためてご案内させていただきます。ご協力、ありがとうございました。</p>
<p>開会 16:15</p>	